

射水市 Web 口座振替受付サービス導入業務 仕様書

本仕様書は、射水市が徴収する公金を納付するため実施している口座振替の申込手続をインターネット上でも可能とするサービスを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和7年度 射水市 Web 口座振替受付サービス導入業務(以下「業務」という。)

2 目的

本市の公金収納について、スマートフォン等を利用してインターネット上で口座振替の手続きを可能とすることで、市民等の利便性を向上させるとともに、口座振替の推進を行うことを目的として本業務を実施する。

3 履行期間

契約を締結した日から令和7年9月30日まで

運用業務に係る契約については、受注者と本市との間で別途契約を締結する。

4 主なスケジュール目安

	R 7 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 8 1月	2月	3月
初回打合せ・要件確認	●										
受付サイト構築関係	●	●	●	●							
金融機関接続関係	●	●	●	●							
還元データ関係	●	●	●	●							
本番環境検証関係				●	●						
サービス実装・運用						●	●	●	●	●	●

5 業務内容

- (1) 受託者は、口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申込むにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示を含む申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。
- (2) 受託者は、上記機能により口座振替等の申込みがあった際、金融機関が指定するネット口座振替受付 GW サービスへの接続を行った上で、対象金融機関に申込者の口座情報の照会及び登録依頼（以下、「照会等」という。）を行う。
- (3) 受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、申込者に対して口座振替登録結果をメールにより通知すること。

なお、この通知は、申込者の満足度等を測定するために本市が設けたアンケート等へのリンクを設定可能とすること。

- (4) 受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、口座振替等受付結果の一覧表（CSV ファイル）及び登録結果 1 件ごとの帳票（PDF ファイル等）を作成し、翌日までに本市に還元すること。

6 サービスを実施する上での留意点

- (1) サービスの導入時期（予定）

令和 7 年 10 月 1 日

- (2) 対応するチャネル

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等

- (3) 対応金融機関

北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、北國銀行、富山信用金庫、高岡信用金庫、新湊信用金庫、富山県信用組合、北陸労働金庫、いみず野農業協同組合、ゆうちょ銀行

※上記金融機関とは、本市において別途契約を締結する。

- (4) サービス利用者

対応金融機関において、預金口座を有している者

※キャッシュカードが発行された個人口座に限る。

- (5) サービス提供日時

原則 24 時間 365 日とする。

※金融機関及び Web 口座振替受付サービスのシステムメンテナンス等の場合を除く。

- (6) 取扱対象科目

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料金、市営住宅等使用料、保育園保育料、延長保育料、幼稚園保育料

※取扱対象科目の追加、変更に対応できる仕組みとすること

- (7) 入力画面

ア 取扱対象科目ごとに作成し、本市ホームページより希望の取扱対象科目を選択し、科目ごとに入力項目の制御ができること。

イ 入力項目及び入力方法（選択式又は直接入力式）及び入力項目順序、還元項目、表示内容等については、本市と協議の上、決定する。

- (8) 本市への登録結果の還元方法

受託者は、本市へ口座振替登録結果を LGWAN を使用して送付する。

- (9) 情報セキュリティ対策

ア 受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得する等個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

イ 受託者は、インターネット上で通信される全行程において SSL による暗号化通信を行うこと。また、冗長化（二重化等）するなど、大規模災害等に対しても、信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態とすること。

ウ 受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを 24 時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

7 申込予定件数

約 400 件（サービス運用開始から令和 8 年 3 月 31 日まで）

※件数については増減することがある。

8 契約金額の支払方法

- （1）受託者は、サービス実装後直ちに「サービス実装報告書」を提出して、本市の検査を受けることとする。
- （2）受託者は、上記（1）において、本市の検査に合格した後、サービス導入費用（初期費用）に係る料金を本市が指定する方法により請求するものとする。
- （3）受託者は、各月末日を締め日として月処理件数を算出し、本市に対し、月処理件数を記載した「業務完了報告書」を提出する。
- （4）受託者は、「業務完了報告書」の提出後に、当該月のサービス利用月額料金と、申込受付 1 件あたりの処理単価に月処理件数を乗じて得た額（以下、「従量料金」という。）との合計額（消費税及び地方消費税含む）を請求することができる。この場合、受託者は明細を記載した請求内訳書を添付するものとする。

9 守秘義務の遵守及び個人情報の管理等

受託者は、本業務の遂行に伴い、個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。また、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 仕様書と利用規約等の位置付け

Web 口座振替受付サービスの利用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは、本仕様書の規定が利用規約等に優先して適用されるものとする。

11 システムに関する著作権等の取扱い

- （1）サービス導入に係り構築されたシステムに関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、受託者から本市へ当該契約に係る委託料が完済されたときに、受託者から本市へ移転する。なお、係る受託者から本市への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する者に対し、当該システムの著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本市に対し、当該システムが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (4) 当該システムに関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処し、解決するものとする。

12 事務の引継ぎ

受託者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、直ちに本業務に関する全てを本市に引継ぐものとする。

13 その他

- (1) 本市は、還元専用サイト又は電話、メール等により、口座振替情報登録の確認を行うことができることとする。
- (2) 受託者は、本市からの問合せに対し、電話又はメール等にて土、日、祝日及び12月29日から1月3日を除く8時30分から17時15分までに回答することとする。
- (3) 受託者は、システム上で確認できる申込者向けの操作説明等を用意することとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、疑義を生じた事項又は本仕様書の変更は、本市と受託者による協議の上、処理するものとする。